

重要事項説明書

－介護予防支援・介護予防ケアマネジメント－

当事業所は利用者に対して、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者名	学校法人藤田学園
所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地98
連絡先(代表)	T E L 0562-93-2800
代表者	理事長 星長 清隆
成立年月日	1964(昭和39)年9月24日
URL	https://www.fujita-hu.ac.jp/

2. 事業所

事業所名	津中央地域包括支援センター
所在地	三重県津市東丸之内4-21
連絡先	T E L 059-253-5225 (休業日・時間外は転送電話で対応) F A X 059-253-5221
営業日	月曜日～金曜日 ※土日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休業
営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
指定事業所番号	2400500118

3. 事業所の責任者

管理者	倉田 理
連絡先	T E L 059-253-5225

4. 事業実施地域

事業実施地域	○津市指定区域
--------	---------

(津市指定区域)

西橋内地域(養正)	丸之内、中央、北丸之内、丸之内養正町、西丸之内、南丸之内、鳥居町
東橋内地域(敬和)	大門、東丸之内、寿町、乙部、港町、海岸町、末広町、高洲町、住吉町、北町津、東町津、愛宕町、新東町塔世、相生町、中河原、万町津、新立町津、なぎさまち
西橋内地域(新町)	東古河町、西古河町、押加部町、八町一丁目～三丁目、新町一丁目～三丁目、南新町、川添町、美川町、大園町、桜田町、神納町、博多町、神納、南河路

5. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものとします。 ・心身の状況等に応じた適切な介護予防サービス・支援計画表を作成し、作成された計画表に沿って指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整等を図ることを目的とします。 ・心身の状況等に応じて、訪問型サービス、通所型サービス等が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うことを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法令を遵守し、公正中立な立場で介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行います。 ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス・支援計画表の作成を行います。 ・地域における介護予防・生活支援サービス事業者や介護保険以外のサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 ・事業運営にあたり、津市、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的なサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携を図ります。 ・感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。 ・感染症や災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。 ・虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

6. 職員体制

職種	人員数	資格
管理者	1名（常勤）	主任介護支援専門員
保健師	1名（常勤）	保健師
社会福祉士	1名（常勤）	社会福祉士
介護支援専門員	1名（常勤）	主任介護支援専門員
社会福祉主事	1名（常勤）	作業療法士・社会福祉主事

7. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

内容	提供方法
介護予防サービス・支援計	1. 利用者宅を訪問し、利用者やその家族に面談して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。

画表の作成	<p>2. 自宅周辺地域における指定介護予防サービスやインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。</p> <p>3. 提供するサービスの目標、目標達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画表の原案を作成します。</p> <p>4. 介護予防サービス・支援計画表の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象にならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、意見を伺います。</p> <p>5. 介護予防サービス・支援計画表原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者からの文書又は電磁的方法等により同意を得ます。</p>
サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供	<p>1. 介護予防サービス・支援計画表の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。</p>
サービス実施状況の把握・介護予防サービス・支援計画表等の評価	<p>1. 利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。</p> <p>2. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により、又は状態の変化等に応じて介護予防サービス計画の評価、変更等を行います。</p>
介護予防サービス・支援計画表の変更	<p>1. 利用者が介護予防サービス・支援計画表の変更を希望した場合又は事業者が変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、変更を行います。</p>
給付管理	<p>1. 介護予防サービス・支援計画表作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、三重県国民健康保険団体連合会に提出します。</p>
医療との連携・主治医への連絡	<p>1. 介護予防サービス・支援計画表の作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。</p> <p>2. 医療機関に入院された場合は、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に連携をする必要がありますので、医療機関に担当職員の氏名及び連絡先を伝えてください。</p>
財産管理・権利擁護等への対応	<p>1. 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関係機関への連絡を行います。</p>
要介護認定等にかかる申請の援助	<p>1. 利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）、介護予防・生活支援サービス事業の申請に必要な協力を行います。</p> <p>2. 利用者の要支援認定有効期間満了の60日前には、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。</p>

サービス提供記録の閲覧・交付	1. 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 2. 利用者は契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス・支援計画表及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。
担当職員の変更	1. 担当職員の変更を希望する場合は、相談窓口までご連絡ください。
モニタリング・訪問回数 の目安	1. 地域包括支援センターの職員や委託を受けた居宅介護支援事業所の介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し（訪問に代えて、インターネット回線を使用したビデオ通話による場合があります）状況の把握等を行います。 ・モニタリング 毎月実施 ・訪問 概ね3か月あたり1回程度実施

8. 複数のサービス事業者等の紹介及び選定理由

介護予防サービス計画の作成にあたり、利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防事業者の選定理由について説明を求めることができます。

9. サービスの利用料及び利用者負担

当方の介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（介護予防サービス・支援計画表の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。

また、利用料金の変更について、今後介護報酬の改定があった場合、変更された額にあわせて、利用者の利用料金は変更します。その内容については、文書にて通知します。

10. 相談窓口

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口	津中央地域包括支援センター
担当者	管理者 倉田 理
TEL	059-253-5225
FAX	059-253-5221
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日、12月29日～1月3日は受付を休止させていただきます。

介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

相談窓口	TEL
三重県国民健康保険団体連合会 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）	059-222-4165
津市役所 介護保険課介護保険担当 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）	059-229-3149

1 1. プライバシーの保護

当方は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（電磁的記録等も含む）に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、電子メール又は付属別紙2による同意書に署名をいただくこととなります。

また、事業者は、利用者の事前の書面の同意があるときは、学生の教育のため、利用者宅の訪問に学生を帯同させることができるものとします。なお、当該学生についても秘密保持義務を負わせるものとし、サービス担当者会議等に同席する場合についても同様とします。

1 2. サービス提供中における事故発生時の対応

担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、利用者の家族等に連絡を行うとともに、速やかに津市、管理者に報告します。

1 3. 損害賠償

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用契約書（以下「契約書」とします）第11条に基づき、必要な措置を講じます。

1 4. 新型コロナウイルス等の感染拡大防止対策等について

新型コロナウイルス等が蔓延したときは、厚生労働省や三重県から発表される新型コロナウイルス感染拡大防止対策マニュアル等に沿い対応いたします。

1 5. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	令和6年11月14日
		評価機関名称	津市介護保険事業等検討委員会
	結果の表示	1 あり 2 なし	
2 なし			

1 6. 契約の自動更新

契約書第7条に該当がない場合、契約の有効期間は自動的に更新されます。

1 7. 利用者及び事業者の解除権

利用者の解除権については契約書第8条、事業者の解除権については契約書第9条のとおりとします。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して、この書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	三重県津市東丸之内4-21
	名称	津中央地域包括支援センター
説明者	氏名	
	連絡先	059-253-5225
説明・交付の時間	令和 年 月 日 時 分	
説明・交付の場所		

利用者（代理人がいる場合は代理人）は、この書面により上記の日時・場所において、事業者から重要事項の説明を受け、理解しました。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
		(利用者が自署された場合は印鑑の押印が不要です)

(代理人を選定した場合)

上記代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	

(付属別紙1)

要介護認定等の前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定等の申請後、認定結果通知を受けるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護予防サービス等の提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス計画等の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する介護予防支援サービス等について

- ・利用者が要介護認定までに、介護予防サービス等の提供を希望される場合には、この契約の締結の日からサービス利用時まで介護予防サービス・支援計画表を作成し、利用者にとって必要な介護予防サービス等提供のための支援を行います。
- ・介護予防サービス・支援計画表の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定の結果を上回る過剰な介護予防サービス等を位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した介護予防サービス・支援計画表については、要介護認定等の後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定等の後の契約の継続について

- ・要介護認定等の後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

3. 要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

- ・要介護認定の結果がでる前にサービス利用し、認定の結果自立（非該当）となった場合は、介護予防サービス・支援計画表の作成料（新規：7,731円、更新：4,605円）をいただきます。

4. 注意事項

- ・要介護認定等の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。
 - (1) 要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された介護予防サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
 - (2) 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者にご負担いただくこととなります。

以上

(付属別紙2)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約に関する個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス・支援計画表に基づき、指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議(テレビ電話装置等を活用した場合も含む)等において必要な場合に使用する。

2. 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容(例示)

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における意見(認定結果通知書)
- ・その他の情報

4. 使用する期間

サービス提供を受けている期間

令和 年 月 日

利用者	住所
	氏名 印
		(利用者が自署された場合は印鑑の押印が不要です)
(代理人を選定した場合)		
上記代理人	住所
	氏名 印
	続柄
家族	住所
	氏名 印
	続柄